

全国病弱虚弱教育研究連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟は、全国病弱虚弱教育研究連盟と称する。
前項の研究連盟を「全病連」と称することができる。
- 第2条 本連盟は、事務局を理事長在任校に置く。事務局員は、理事長が委嘱する。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、病弱虚弱教育の研究推進と振興並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 全国的組織活動の強化拡充と病弱虚弱教育の研究推進
 - (2) 研究協議会の開催、研究調査の実施・機関誌等の発行
 - (3) 会員相互の連絡提携
 - (4) その他の事業

第3章 会 員

- 第5条 本連盟の会員は、次の者とする。
- (1) 病弱者のための特別支援学校及び病弱・身体虚弱者のための特別支援学級（学園を含む）等の教職員
 - (2) (1)に定める学校等に在籍する幼児児童生徒に関係のある医療関係者
 - (3) (1)に定める学校等に在籍する幼児児童生徒の保護者
 - (4) その他、本連盟の目的に賛同する者

第4章 役員及び組織

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副理事長 | 4 名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 |
| 庶 務 | 2 名 |
| 会 計 | 1 名 |
- 2 役員を選出は次によるものとする。
- (1) 理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から選任する。
 - (2) 理事は、各地区病弱虚弱教育研究連盟の代表者及び各研究委員会の会長とする。
 - (3) 監事は、理事会において選任する。
 - (4) 庶務及び会計は、事務局員の中から理事長が委嘱する。
 - (5) 監事は理事、庶務並びに会計を兼ねることができない。
 - (6) 役員任期は1年間とし、再任を妨げない。
 - (7) 役員が欠けたときは、補欠役員を選任する。任期は前任者の残任期間とする。

3 役員の仕事は次に定めるとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順に従いその仕事を行う。
- (3) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は本連盟の会計を監査する。
- (5) 庶務は本連盟の庶務に当たる。
- (6) 会計は本連盟の会計を執行する。

第7条 本連盟の組織は、次のとおりとする。

- (1) 次の6地区に、地区病弱虚弱教育連盟（以下、地区病連と称する）を置く。また、その組織は当該連盟が定める。

北海道地区 東北地区 関東甲信越地区 近畿東海北陸地区 中国四国地区 九州地区

- (2) 本連盟のすべての会員は、いずれかの地区病連に所属するものとする。
- (3) 必要に応じて各都道府県ごとに都道府県病弱虚弱教育連盟を置くことができる。
なお、その組織は当該連盟が定める。

2 研究推進のために次の研究委員会を置く。

- (1) 病類・病種別研究委員会
- (2) 特別研究委員会

3 本連盟のすべての会員は、いずれかの研究委員会に所属するものとする。

- (1) 研究委員会会長は、理事長が委嘱する。
- (2) 研究委員会の組織は別に定める。

第8条 本連盟に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事長経験者及び学識経験者の中から理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- (2) 顧問の任期は5年とし、2年に限り再任を妨げない。
- (3) 顧問は、本連盟の重要事項について理事長の諮問に応じる。諮問の内容・方法等については、第10条第2項第6号に基づき理事会で定め、全国病弱虚弱教育研究連盟研究委員会規約第2条第1項第2号に規定する特別研究委員会と連絡・協力し、調査・研究を行う。

第5章 会 議

第9条 総会は理事長が招集し、毎年1回開くものとする。

2 総会において報告する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の仕事
- (3) 顧問の仕事
- (4) 事業計画
- (5) 予算及び決算
- (6) その他、本会の会務に関する重要事項

第10条 理事会は理事長が招集し、毎年3回開くものとする。必要がある場合は、臨時に開くことができる。

2 理事会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員を選出
- (3) 顧問の推薦
- (4) 事業計画

- (5) 予算及び決算
- (6) その他、本会の会務に関する重要事項

3 理事会の議長は、その都度理事の中から選出する。

4 会議の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

第10条の2 研究協議会の開催地は、関東・甲信越地区、北海道・東北地区、東海・北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の順とする。

第6章 会 計

第11条 本連盟の経費は、会費、負担金、寄付金をもって充てる。

会費及び負担金は次のとおりとし、毎年6月末までにこれを納入するものとする。

(1) 会費は1口1,000円とし、会員1名につき1口以上とする。

(2) 学校負担金は、次のとおりとする。

ア 特別支援学校 10,000円

イ 特別支援学校の分校 5,000円

ウ 特別支援学校分教室及び特別支援学級（学園を含む）

2学級以下 1,000円

3学級以上 2,000円

第12条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 付 則

第1条 本規約の変更については、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

第2条 本規約遂行に必要なときは、細則を設けることができる。

第3条 本規約は、昭和35年8月27日から施行する。

第4条 第10条の2の規定については、平成24年4月1日から施行する。

昭和39年	7月30日	一部改正
昭和41年	5月18日	一部改正
昭和43年	6月15日	一部改正
昭和45年	7月2日	一部改正
昭和47年	6月29日	一部改正
昭和48年	4月1日	一部改正
昭和50年	7月24日	一部改正
昭和52年	7月28日	一部改正
昭和53年	6月1日	一部改正
昭和54年	7月4日	一部改正
昭和55年	6月12日	一部改正
昭和55年1	1月12日	一部改正
昭和57年	2月15日	一部改正
昭和58年	9月28日	一部改正
昭和59年	7月30日	一部改正
平成3年	1月23日	一部改正
平成8年	8月20日	一部改正
平成14年	8月21日	一部改正
平成17年	5月23日	一部改正
平成20年	5月19日	一部改正
平成22年	1月26日	一部改正
平成23年	5月16日	一部改正
平成25年	5月22日	一部改正
平成31年	1月23日	一部改正